



# 栃木県公報

平成23年  
12月28日(水)  
号外  
第110号

## 目次

### 告示

○遊漁規則の変更..... 1

## 告示

### 栃木県告示第629号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定により次のとおり公示する。

平成23年12月28日

栃木県知事 福田 富一

#### I

- 1 漁業権者の住所及び名称  
宇都宮市柳田町1260番地  
栃木県鬼怒川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号  
内共第3号及び内共第23号
- 3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第3号及び内共第23号第5種共同漁業権遊漁規則（平成16年栃木県告示第3号）

(2) 変更内容

第4条の表中「4月1日」を「5月1日」に改める。

第7条第1項の表中	11,000円	600円	を	12,000円	700円	に、
	5,900円	600円		5,900円	700円	
	4,200円	600円		4,200円	700円	
	18,000円	600円		19,000円	700円	
	3,600円	400円		4,000円	500円	

2,400円	600円	を	2,500円	700円	に、	8,400円	600円	を
8,000円	700円		8,000円	700円				

に改め、同条第2項の表未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒の項中「限る。」の次に「。ただし、東古屋湖特別漁場における小学校児童は、1日1,000円とする。」を加える。

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日  
平成24年1月1日

#### II

- 1 漁業権者の住所及び名称

宇都宮市柳田町1260番地  
 栃木県鬼怒川漁業協同組合  
 河内郡上三川町大字上三川1480番地7  
 栃木県鬼怒川南部漁業協同組合

- 2 漁業権の免許番号  
 内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

栃木県鬼怒川漁業協同組合及び栃木県鬼怒川南部漁業協同組合内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号第5種共同漁業権遊漁規則（平成16年栃木県告示第3号）

(2) 変更内容

第4条の表中「4月1日」を「5月1日」に改める。

第7条第1項の表中

11,000円	600円
5,900円	600円
4,200円	600円
18,000円	600円
3,600円	400円

を

12,000円	700円
5,900円	700円
4,200円	700円
19,000円	700円
4,000円	500円

に、

2,400円	600円
--------	------

を

2,500円	700円
--------	------

に、

8,400円	600円
--------	------

を

8,000円	700円
--------	------

に改める。

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日  
 平成24年1月1日

Ⅲ

1 漁業権者の住所及び名称

小山市大字立木1478-6  
 栃木県下都賀漁業協同組合

- 2 漁業権の免許番号  
 内共第16号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

栃木県下都賀漁業協同組合内共第16号第5種共同漁業権遊漁規則（平成16年栃木県告示第3号）

(2) 変更内容

第7条第1項の表年間1等の項中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表年間2等の項中「9,000円」を「10,000円」に改め、同表1日券（A）の項中「2,500円」を「2,700円」に改め、同表1日券（B）の項中「2,000円」を「2,200円」に改め、同表なら山沼特別漁場1日券の項中「3,500円」を「3,800円」に改める。

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日  
 平成23年12月28日

Ⅳ

1 漁業権者の住所及び名称

鹿沼市草久1336-1  
 西大芦漁業協同組合

- 2 漁業権の免許番号  
 内共第19号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

西大芦漁業協同組合内共第19号第5種共同漁業権遊漁規則（平成16年栃木県告示第3号）

(2) 変更内容

第7条第1項の表中「9,000円」を「10,000円」に、「2,500円」を「2,700円」に、「2,200円」を「2,400円」に、「6,500円」を「7,500円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「1,500円」を「1,700円」に、「1,000円」を「1,200円」に改め、同条第2項の表中「8,000円」を「9,000円」に、「5,500円」を「6,500円」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成24年3月21日

V

1 漁業権者の住所及び名称

鹿沼市加園1873-3

荒井川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第21号

3 遊漁規則の変更内容

(1) 変更に係る遊漁規則

荒井川漁業協同組合内共第21号第5種共同漁業権遊漁規則（平成16年栃木県告示第3号）

(2) 変更内容

第7条第1項の表中「6,000円」を「7,000円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「5,500円」を「6,500円」に、「1,500円」を「1,700円」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行の日

平成23年12月28日

(生産振興課)